

平成29年4月1日改正

学 則

武庫川女子大学附属高等学校

武庫川女子大学附属高等学校学則

(昭和23年4月1日認可)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、武庫川学院立学の精神に基づき、高い知性と善美な情操と高雅な徳性とを兼ね具えた有為な女性を育成することを目的とする。

2 本校は、学校教育法第71条の規定に基づき、併設される武庫川女子大学附属中学校と中高一貫教育を行う。

(名称)

第2条 本校は、学校法人武庫川学院の設立にかかる武庫川女子大学附属高等学校（以下「本校」）と称する。

(所在地)

第3条 本校は、兵庫県西宮市枝川町4番16号に設置する。

第2章 課程・学科・生徒定員・教育課程・修業年限及び教職員組織

(課程・学科及び生徒定員)

第4条 課程・学科及び生徒定員は、次のとおりである。

課 程	学 科	入学定員	総定員
全 日 制	普 通 科	800名	2,400名

2 本校の教育課程は、別表1「教育課程表」による。

3 教育課程の編成にあたっては、併設される武庫川女子大学附属中学校と十分協議し、計画的かつ継続的な中高一貫教育を行うように配慮する。

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(教職員組織)

第6条 本校に、校長・副校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭・講師・事務職員及びその他必要な職員を置く。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日より8月31日まで

第2学期 9月1日より12月31日まで

第3学期 1月1日より3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 毎月の第2土曜日及び第4土曜日

(4) 夏季休業 7月20日より8月31日まで

(5) 冬季休業 12月25日より翌年1月7日まで

(6) 春季休業 3月25日より4月7日まで

(7) 創立記念日 2月25日

2 校長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 校長は、第1項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学・転編入学・転学・退学・留学・休学・復学及び出席停止

(入学の時期)

第10条 入学期日は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本校に入学することのできる者は、未成年かつ身体強健・品行方正で次の各号の一に該当する者とする。

(1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(5) 未成年である者

(入学の出願)

第12条 本校に入学を志願する者は、指定の期日までに、本校所定の書類に入学考査料を添えて校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 併設される武庫川女子大学附属中学校の生徒で本校に進学を希望する者については、入学の選考を行わない。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、本校所定の入学誓書に住民票記載事項証明書を添えて、別に指定する日に校長に提出すると共に、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 前項の入学誓書の第一保証人は、父母その他の後見人など保護者、第二保証人は親戚・知人等で、独立の生計を営む25歳以上の確実に保証の責に任ずることができる者でなければならない。若し、本校において不相当と認めるときは、保証人の変更を命ずることがある。
- 3 保証人が前項の資格を失ったときは、新たに保証人を選定して直ちに届け出なければならない。
- 4 生徒又は保証人が転居その他身上に異動を生じたときは、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。
- 5 校長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転編入学)

第15条 他の高等学校より転編入学を志願する者があるときは、特別の事情がある場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

(退学及び転学)

第16条 修学中、疾病その他やむを得ない事情により、中途退学若しくは他の高等学校に転学を希望する者は、所定の用紙にその理由を記入し、保護者より願い出て、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第17条 外国の学校に留学を希望する場合は、所定の用紙に理由を記入し、必要書類を添えて保護者より願い出て、校長の許可を受けなければならない。

- 2 校長は教育上有益と認める場合には、留学を許可することができる。
- 3 留学の期間は1年以内とする。
- 4 留学を終え復帰を希望するときは、所定の用紙に理由を記入し、必要書類を添えて保護者より願い出て、校長の許可を受けなければならない。ただし、本校が主催する短期留学についてはこの限りでない。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により、3ヵ月以上就学することのできない者が休学するときは、所定の用紙にその理由を記入し、保護者より願い出て、校長の許可を受けなければならない。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第5条第1項の修学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間中にその理由が消滅し、又は願いにより退学した者が、特別の事情により1ヵ年以内に復学を志願するときは、所定の用紙にその理由を記入し、保護者より願い出て、相当学年に復学を許可することがある。ただし、疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 復学の許可を受けた者は、別に定める復学料を納めなければならない。

(出席停止)

第21条 伝染病にかかり或いはそのおそれのある生徒に対し、校長は学校医又は保健所長の意見を聞いて出席停止を命ずることができる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 第19条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (2) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (3) 死亡及び長期間に亘り所在不明の者

2 前項第2号にかかわる取扱いについては、別に定める。

第5章 課程の修了及び卒業

(単位の認定)

第23条 生徒が本校の定める教育計画に従って教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果が満足できると評価された場合は、校長は当該学年の学年末にその教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業)

第24条 校長は、前条の修得した単位が別表1の教育課程に定める所定の単位数に達した生徒に対して卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず留学した生徒に対し、その修得した単位が92単位に達した場合卒業を認定する。

3 校長は、卒業を認定した生徒に対して、別記「第1号書式」の卒業証書を授与する。

第6章 入学考査料・入学金及び学費

(入学考査料等の金額)

第25条 本校の入学考査料・入学金及び学費は、別表2のとおりとする。ただし、休学中は学費の納付は免除する。

(学費の納付方法)

第26条 学費は、年4回に分けて指定する期間内に納付するものとする。

(納付した入学考査料等)

第27条 納付した入学考査料・入学金及び学費は、事情の如何にかかわらず返却しない。

(奨学生)

第28条 品行方正・学力優秀で特に事情のある生徒に対しては、奨学生として奨学金を給付することがある。

第7章 賞罰

(賞罰)

第29条 校長は教育上必要があると認めるときは、生徒を表彰し又は懲戒することがある。

- 2 前項の表彰については、別に定めるところにより行う。
- 3 第1項の懲戒の種類は、退学・家庭謹慎及び訓告とする。
- 4 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、校風にそわない者

第8章 学寮

(学寮)

第30条 本校に学寮としてむつみ寮を置く。

- 2 むつみ寮に関する規程は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1-3
教育課程表 (平成29年度入学生に適用)
全日制課程(普通科)

教科	学年・コース 教科・科目	1年			2年					3年					計		
		SEコース	Iコース	SSコース	SEコース	Iコース				SEコース	Iコース					SSコース	
						A	B	E	S	SSコース		A	B	E		S	SSコース
国語	国語総合	4	4	2						2							
	国語表現										[2]	(2)			(2)	2	
	現代文B				3	3	2	3	3		2	2	2	2	2		
	古典B				2	2		2			2	2		2			
地理歴史	日本文化					1			1		1			1			
	世界史A			2													
	世界史B	2	2		2	2	2	2	2								
	日本史A				2		2	2		2							
公民	日本史B					2			2							2	
	地理A									2	2	(2)	2	2	(2)		
	現代社会	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	政治・経済										2	2	2	2	2		
数学	数学I	4	4	4													
	数学II				2	3	4	3	3	4	3	3		3	3		
	数学III												6			5	
	数学A		2	2	2												
	数学B						2			2							
	数学演習I			1													
	数学演習II									1							
理科	数学演習III															2	
	科学と人間生活	2															
	物理基礎					2	2	2	2	2							
	化学基礎		2	2									4			4	
	生物基礎	2	2	2													
	物理																
	化学						3			3						3	
	生物						2			3						2	
	科学演習実験I										1						
	科学演習実験II																
保健体育	科学演習実験III															2	
	教職理科																
	体育	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
	保健	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
芸術	音楽I																
	美術I	[2]	[2]	[2]				[2]						[2]			
	書道I																
	音楽II																
	美術II				[2]	[2]			[2]								
	書道II																
	音楽III										[2]	[2]				[2]	
外国語	美術III																
	書道III																
	コミュニケーション英語I	3	3	4													
	コミュニケーション英語II				4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	コミュニケーション英語III																
	英語表現I		2														
	英語表現II					2					2						
	英語演習(学設)										2	2	2	2			
	イングリッシュ・ユセツジI	2															
	イングリッシュ・ユセツジII				2												
	イングリッシュ・ユセツジIII										2						
ブラクティカル・イングリッシュI	2																
ブラクティカル・イングリッシュII				2													
ブラクティカル・イングリッシュIII									2								
検定講座				2	1	1	1	1	1	2							
家庭	家庭基礎			2													
	家庭総合	2	2		2	2	2	2	2								
	家庭看護・福祉											(2)		2	2		
情報	情報の科学	1	1	1	1	1	1	1	1	1							
	情報実習											(2)					
学校設定教科	フランス文化										(2)	(2)			(2)		2~0
	中国文化																2~0
	韓国文化																2~0
	理系英語I			1													1~0
	理系英語II									1							1~0
	理系英語III																1~0
	大学講座										1		1				2~0
	科学セミナー															2	2~0
	教職演習													1			2~0
	リーダー学													1			2~0
	キャリア入門																1~0
	専門演習														2		4~0
道徳														1	1	1	
総合的な学習の時間	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
特別活動	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3
計	32	32	32	34	34	34	34	32	34	34	34	34	34	34	32	34	100~96

SS:スーパーサイエンスコース SE:スーパーイングリッシュコース I:インテリジェンスコース(A:文系 B:理系 E:教員養成系 S:スペシャリティ養成系)
 ○日本文化、数学演習、科学演習実験、教職理科、英語演習、イングリッシュ・ユセツジ、ブラクティカル・イングリッシュ、検定講座、家庭看護・福祉、情報実習、フランス文化、中国文化、韓国文化、理系英語、大学講座、科学セミナー、教職演習、リーダー学、キャリア入門、専門演習は本校が設定した科目である。
 ○道徳は、本院の立学の精神・教育綱領にもとづき特設されたものである。
 ○表の中の[]、()、< >の数字は、選択科目の時数を示す。
 ○2年でIコースからSEコースにコース変更したときは、数学Aの代わりに科学と人間生活を履修する。

別表 2

入学考査料等納付金

入 学 考 査 料		20,000 円
入 学 金		350,000 円
学 費 額	授 業 料	30,600 円
	教 育 充 実 費	15,550 円
	冷 暖 房 費	1,250 円
備 考	武庫川女子大学附属中学校の卒業生は、入学金を半額とする。	

第 1 号書式

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 割 印 </div> <p style="text-align: center;">第 号</p>	武庫川女子大学附属高等学校長 氏 名 印	年 月 日 を 卒 えた こと を 証 する	<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 校 印 </div> <p style="text-align: center;">生 徒 氏 名 年 月 日 生</p>	卒 業 証 書
--	-------------------------	-------------------------------	--	---------